

設計業務等委託契約における 設計変更ガイドライン

令和 3年 4月
宮城県 白石市

目次

1	ガイドライン策定の背景及び目的	1
2	設計変更の基本事項	2
3	設計変更手続フロー	6
4	設計変更の具体例	7
5	関連事項	14
6	参考資料	16

1. ガイドライン策定の背景及び目的

市では、市民の生活や経済活動の基盤となる道路、上水道、下水道、公園等の様々な社会資本や公共施設を整備・維持管理するため、毎年、数多くの工事を実施しています。地形、地質、天候等の自然条件のほか、騒音、振動、交通の確保等の社会的な制約条件の中でこれらの工事を完成させるためには、測量・調査・設計等の建設工事に係る業務（以下「設計業務等」といいます。）を適切に行うことが不可欠です。

設計業務等は、発注者が業務の基本的な方針を明確に示し、受注者はその方針に基づき、自らの技術力や応用力を発揮して取り組み、発注者と受注者が協働することにより高品質な成果品を作成することができます。良好な成果品を作成するためには、発注設計書における適切な条件明示のみならず、履行条件の変化に伴う適切な設計変更を行うことが重要となります。

本ガイドラインは、委託契約書等を踏まえ、市が発注する設計業務等において、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や設計変更を行う事例を明示することで、契約変更事務の円滑化及び適正化を図ることを目的にしています。

2. 設計変更の基本事項

(1) 設計変更の対象とならないケース

下記の場合は原則として設計変更はできません。(ただし、災害時等緊急の場合はこの限りではありません。【設計業務等委託契約書第27条(臨機の措置)】)

- ①設計図書に条件明示のない事項において、発注者との「協議」を行う前に、又は発注者からの「指示」等の通知がなく、受注者が独自に判断して業務を実施した場合
- ②発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で業務を実施した場合
- ③「承諾」で実施した場合
- ④設計業務等委託契約書及び宮城県共通仕様書(建設関連業務)に定められている所定の手続を経ていない場合(契約書第17条から21条まで及び23条から26条まで、宮城県共通仕様書各条文(設計業務第1121条から1124条まで、測量業務第122条から125条まで、地質・土質調査業務第122条から125条まで)
- ⑤正式な書面によらない事項(口頭のみ指示・協議等)の場合

承諾：受注者自らの都合により実施方法等について発注者に同意を得るもの
→設計変更不可

協議：発注者と書面により対等な立場で合意して、発注者の「指示」によるもの
→設計変更可能

(2) 設計変更が可能なケース

下記のような場合においては、所定の手続を踏むことにより設計変更が可能です。

◆設計業務等委託契約書第17条(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)に該当

- ①受注者が実施した業務の内容について、発注者が修補を請求した場合において、当該不適合が発注者の指示によるとき、その他発注者の責めに帰すべき事由による場合
(補足) 発注者は、自らの指示により不適合が生じたと判断される場合には、必要に応じ、履行期間又は業務委託料を変更するとともに、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

◆設計業務等委託契約書第18条（条件変更等）に該当

- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合
- ② 設計図書に誤り又は脱漏がある場合
- ③ 設計図書の表示が明確でない場合
- ④ 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合
- ⑤ 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合

◆設計業務等委託契約書第19条（設計図書等の変更）に該当

- ① 発注者から設計図書の変更に係る指示の変更内容を通知した場合

◆設計業務等委託契約書第20条（業務の中止）に該当

- ① 受注者の責めに帰すことができない自然的又は人為的事象により、作業現場の状態が著しく変動し、受注者が業務を一時的に継続できないと認められる場合
- ② 発注者が、必要に応じて業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止する場合
(補足) 発注者は必要に応じて履行期間又は業務委託料を変更する。また、受注者から業務の続行に備えるための増加費用の負担について発注者に協議が行われた場合や受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用の負担を行う。

◆設計業務等委託契約書第21条（業務に係る受注者の提案）に該当

- ① 受注者から技術的提案がなされ、発注者が認めた場合
(補足) 設計図書等において、受注者から技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項の提案がなされ、発注者が当該業務の履行において必要と認め、業務の変更・追加を通知した場合。

◆設計業務等委託契約書第23条（受注者の請求による履行期間の延長）に該当

①受注者の責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了できない場合

（補足）発注者は、必要に応じ履行期間を延長しなければならないが、その理由が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、必要に応じ業務委託料を変更するとともに、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

◆設計業務等委託契約書第24条（発注者の請求による履行期間の短縮等）に該当

①発注者が特別な理由により履行期間を短縮する必要がある場合

（補足）発注者は、必要に応じ業務委託料を変更するとともに、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

◆その他

①受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

（補足）宮城県共通仕様書（設計業務 第1105条、測量業務 第107条、地質・土質調査業務 第106条）の「設計図書の支給及び点検」は、既存成果の応力計算や図面の修正まで求めるものではない。

(3) 変更の指示・設計変更にあたっての留意事項

◆発注者及び受注者に共通する留意事項

設計業務等の委託契約は、発注者及び受注者が対等な立場でそれぞれの役割分担を適切に行った上で履行されるものであり、設計変更内容についても両者が合意し契約を締結することが不可欠です。

- ①業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。
- ②業務工程の共有や速やかかつ適切な回答に努める。
- ③設計変更を行う必要が生じた場合等必要な指示、協議等は、書面で行う（契約書第2条第1項）
- ④緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者ともに指示、協議等を口頭で行うことができるが、7日以内に書面で交付しなければならない（契約書第2条第2項）。
- ⑤設計変更後の業務委託料や履行期間は、受注者と協議の上、決定する（契約書第25条、第26条）

◆発注者の留意事項

設計業務等の履行は設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が業務の目的に沿った適切な履行ができるよう、次の事項に留意しなければなりません。

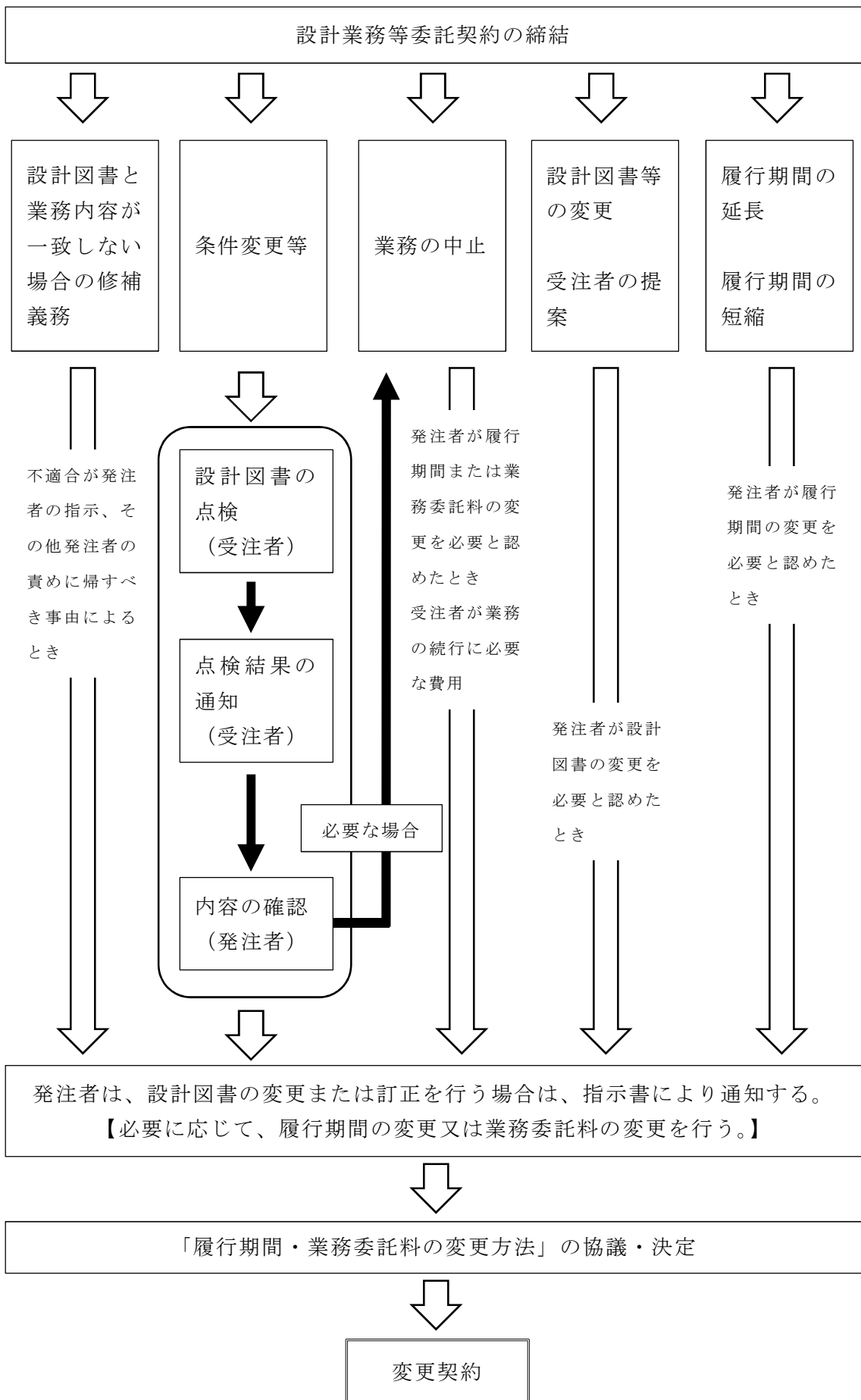
- ①業務の履行に必要な条件（必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。）を明示した仕様書を適切に作成する。
- ②業務履行中に変更の必要が生じた場合には、受注者に対して書面により適切な指示を速やかに行わなければならない。
- ⑤設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な変更にあつては、履行期間の末日又は会計年度の末日までに契約変更を締結することができるものとする（白石市建設工事等設計変更事務取扱要綱第5条）。

◆受注者の留意事項

受注者は、業務の目的を達せられるよう履行する義務があり、履行にあたっては、発注者の意図、設計図書等を確認するとともに、次の事項に留意しなければなりません。

- ①数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い実施する（独自の判断で実施しない）。

3. 設計変更手続フロー



4. 設計変更の具体例

(1) 設計図書に誤り又は脱漏がある場合の手続

【設計業務等委託契約書第18条第1項第2号】

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要があります。

具体例

- ① 条件明示する必要があるにも係わらず、設計条件に関する条件明示がない場合
- ② 条件明示する必要があるにも係わらず、現地条件に関する条件明示がない場合
- ③ 貸与資料を確認したところ、設計数量に誤りがあった場合

発注者

発注者は第18条第4項又は第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更。

受注者

契約書第18条第1項第2号（条件変更）に基づき、その旨を直ちに発注者に通知。

受注者及び発注者は第25条、第26条に基づき「協議」により履行期間又は業務委託料を定める。

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続

【設計業務等委託契約書第18条第1項第3号】

設計図書の表示が明確でない場合とは、表示が不十分、不正確、不明確で、どのように履行してよいか判断がつかない場合等のことです。この場合においても、受注者が勝手に判断して履行することは不適當です。

具体例

- ① 検討数量が一式計上となっており、検討項目や設計条件、数量が不明確な場合
- ② 打合せ協議は明示されているが、回数等が不明確な場合
- ③ 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが、貸与期間が明記されていない。
- ④ 既設計で実施されているはずの座標値が、設計図に未記入だった場合
- ⑤ 関連する他の業務との業務範囲が明確でない場合

発注者

発注者は第18条第4項又は第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更。

受注者

契約書第18条第1項第3号（条件変更等）に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに発注者に通知。

受注者及び発注者は第25条、第26条に基づき「協議」により履行期間又は業務委託料を定める。

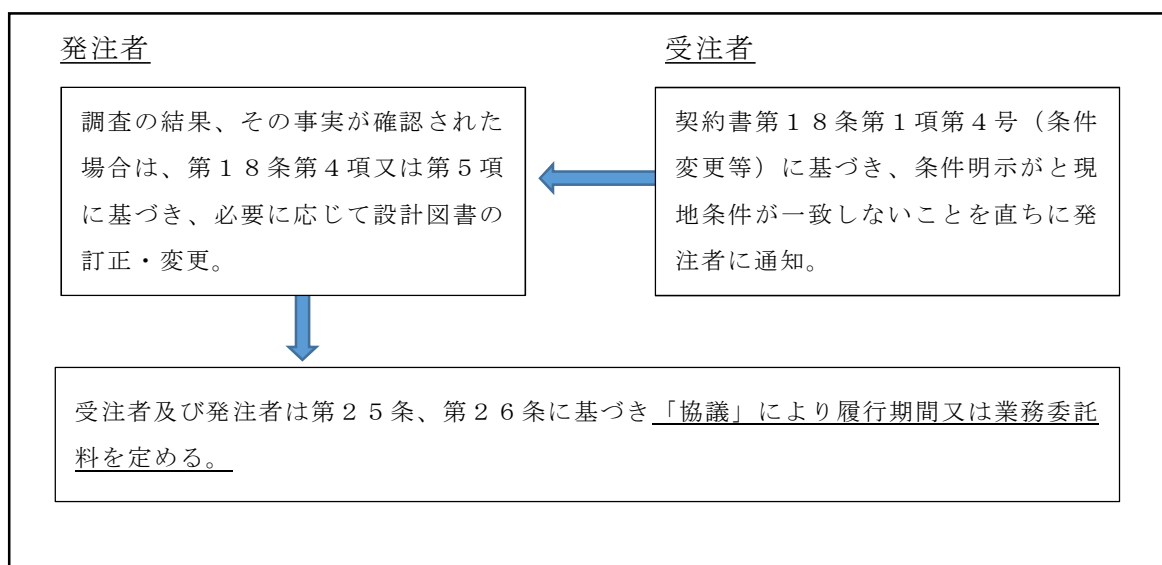
(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続
【設計業務等委託契約書第18条第1項第4号】

自然条件とは、たとえば、設計する構造物の範囲の地形、水深等です。

また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられます。

具体例

- ①地形条件（川幅、地表形状など）が現地と一致しない場合
- ②水深・地下水位などが現地と一致しない場合
- ③地質調査における支持層の深さが、実際と一致しない場合
- ④業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容での履行が困難となった場合
- ⑤現地調査のための立ち入り条件が、実際と一致しない場合
- ⑥関係機関との行政手続きが完了せず、業務の続行が困難となった場合
- ⑦関連する他の業務等の進捗が遅れ、業務の続行が困難となった場合
- ⑧関係機関協議により、設計が変更となった場合
- ⑨その他、新たな制約等が発生した場合

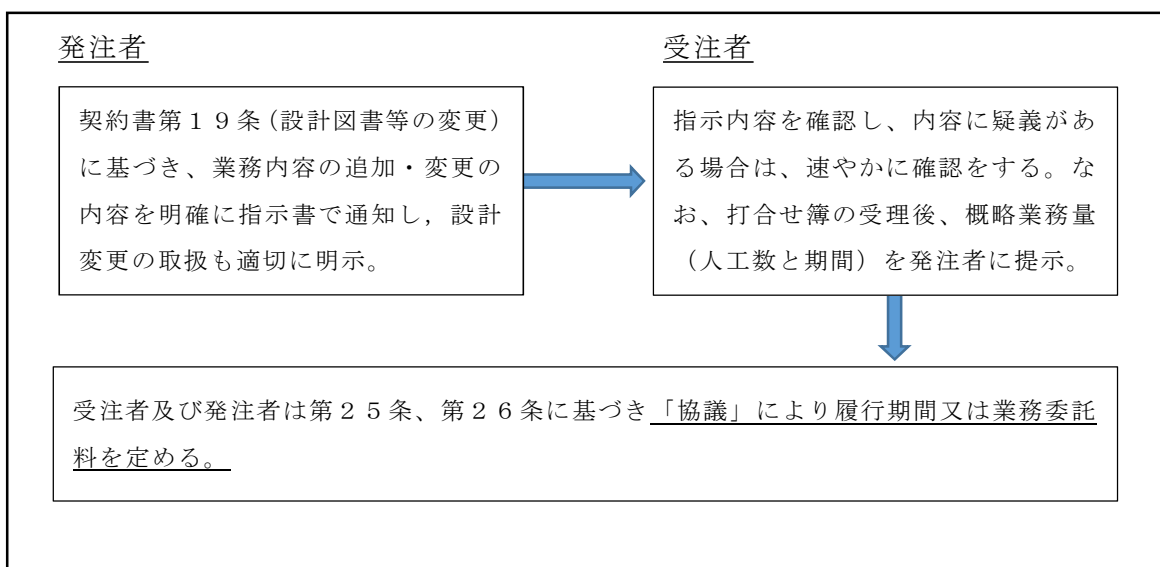


(4) 発注者が必要であると認め、設計図書の内容を変更する場合の手続

【設計業務等委託契約書第19条】

具体例

- ① 設計図書に明示された条件について、検討範囲や数量を変更する場合
- ② 設計図書に明示された検討業務等について、業務内容や業務遂行条件が大幅に変更になる場合（契約後に判明した条件変更等により、やむを得ず検討業務の入れ替えを行う場合など）
- ③ 設計図書に明示されていない検討業務や要求する成果等を追加する場合

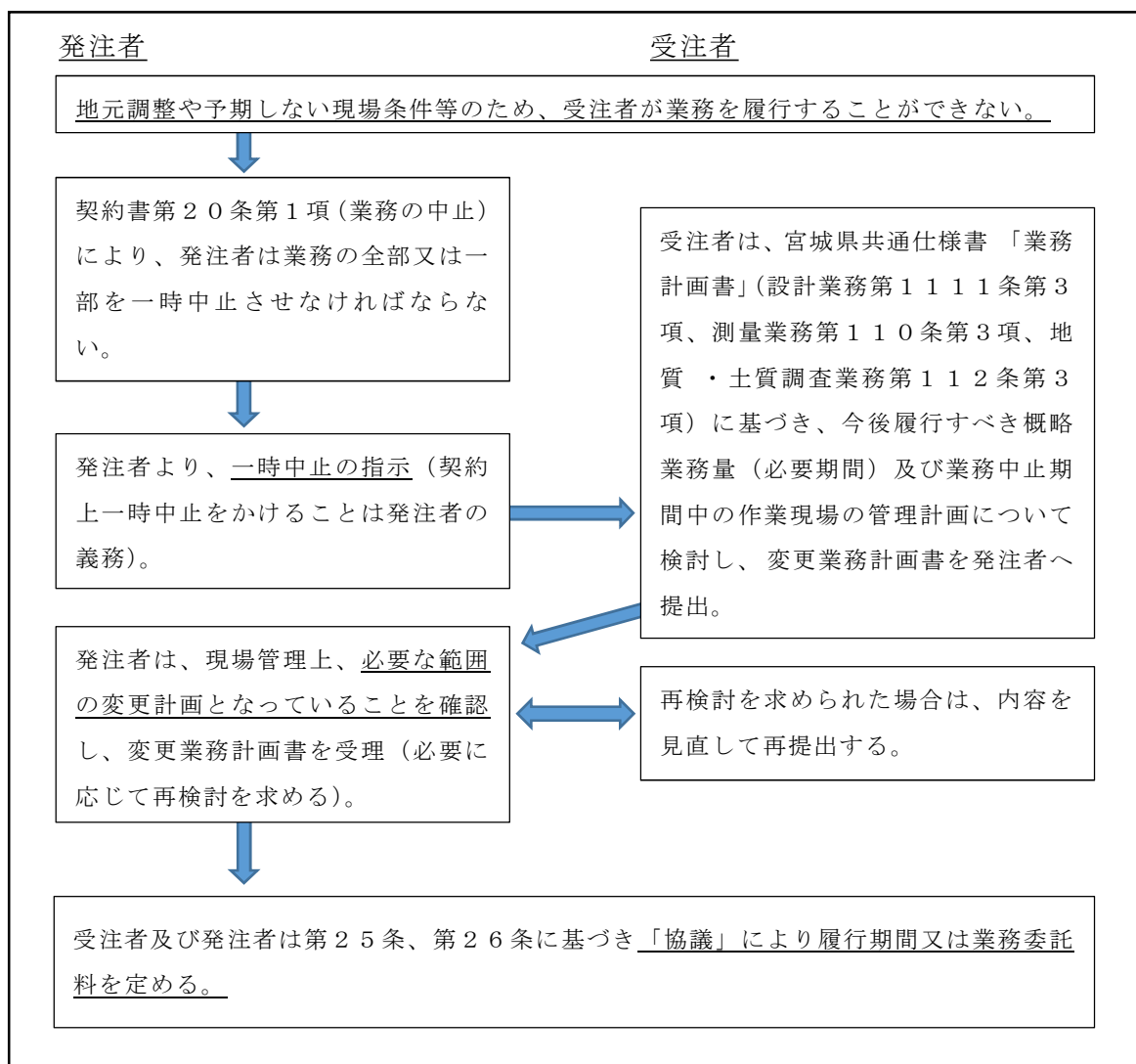


(5) 業務中止の場合の手続【設計業務等委託契約書第20条第1項】

受注者の責に帰することができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められる場合の手続は、次のとおりです。

具体例

- ① 第三者の土地への立入りが承諾されないために業務が行えない場合
- ② 埋蔵文化財の調査及び処理を行う必要が生じた場合
- ③ 反対運動等の妨害活動があった場合
- ④ 豪雨、地震、火災等により地形等の物理的な変動が生じた、または受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適當または不可能となった場合
- ⑤ 環境問題や地元要望等の発生により、業務の続行が不適當または不可能となった場合
- ⑥ 妨害活動を行う者による作業現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合
- ⑦ 第三者及びその財産、受注者、使用人等ならびに調査職員的安全確保のため必要と認めた場合



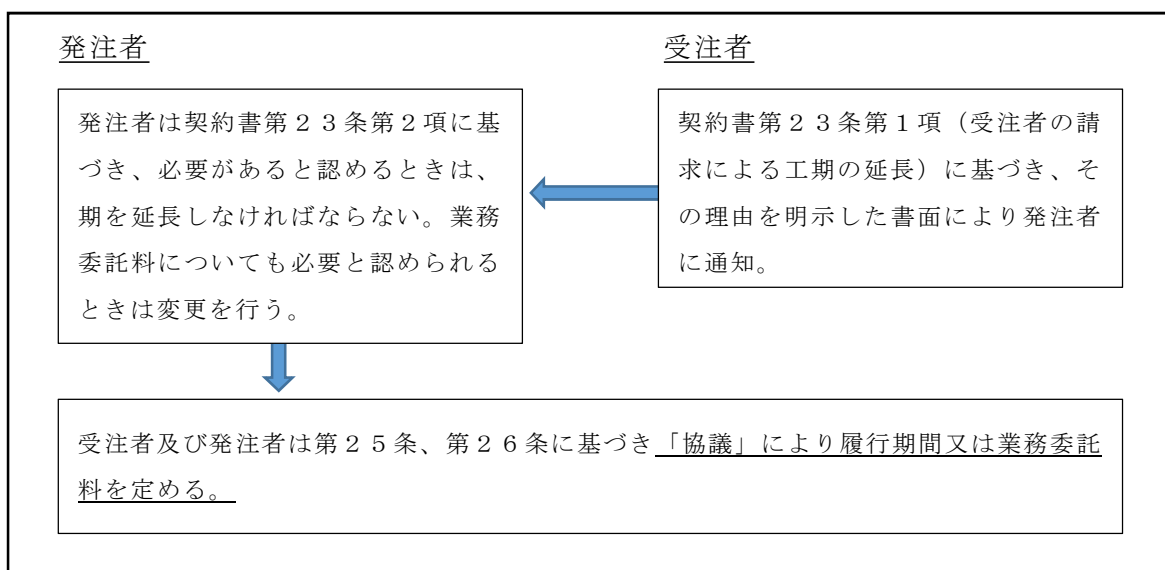
(6) 受注者からの請求による履行期間の延長の手続

【設計業務等委託契約書第23条】

受注者は、天候不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができない場合があげられます。

具体例

- ① 関係機関との協議が未了または協議遅延により方針の決定が遅れたことにより履行期間に影響を与えた場合
- ② 第三者の土地への立入り許可に時間を要した場合
- ③ 他関連業務の遅れなどにより履行期間に影響を与えた場合
- ④ 既往成果（設計や調査データ等）に不備があり、発注者による見直しにより業務開始までに時間を要した場合
- ⑤ 天災等により業務の履行に支障が生じた場合

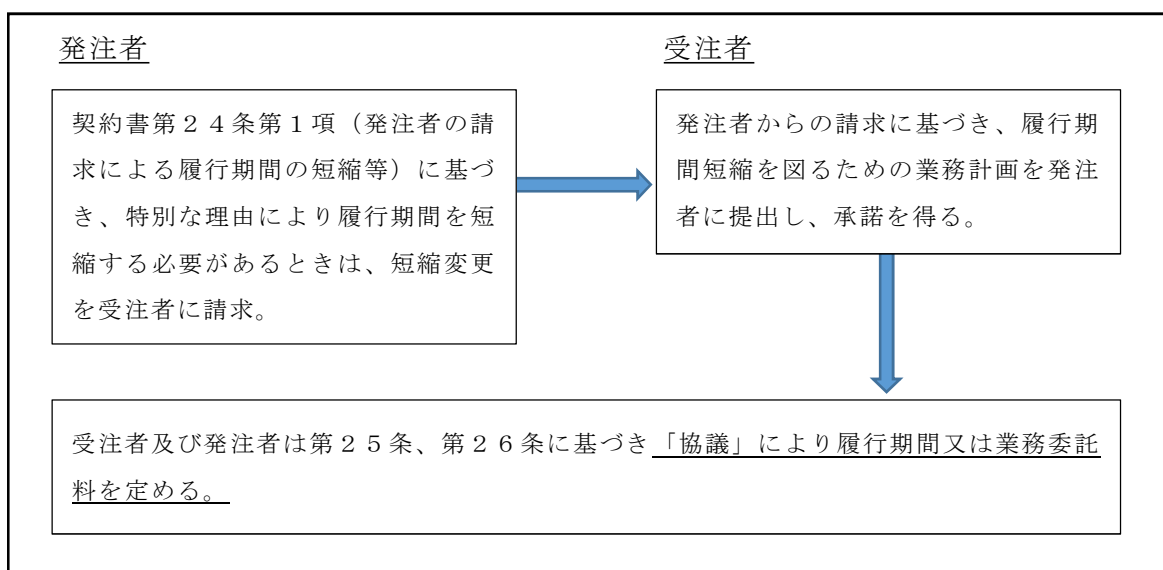


(7) 発注者からの請求による工期の短縮【設計業務等委託契約書第24条】

発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に書面にて請求することができます。

具体例

- ①何らかの理由により一部業務の取りやめが必要となり、必要最低限の履行期間に見直す必要がある場合
- ②早期に工事を発注する必要が生じ、当初履行期限よりも前倒しで成果品が必要となった場合



5. 関連事項

(1) 「設計図書の点検」の範囲

受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲としては、以下のものが想定されます。

◆設計図書の内容に係る整合性がとられているかどうかの確認

- ①数量計算書と仕様書の内容の整合確認。
- ②図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の内容の整合確認

◆設計図書記載の履行条件と実際の作業現場の履行条件の一致・不一致の確認

- ①適用すべき諸基準と整合した業務内容となっているかどうか
- ②設計図書と現地が整合しているか
- ③既存業務の成果、適用すべき諸基準の取違いの不備はないか
- ④既存業務の調査結果等が適切か、調査不足は生じていないか
- ⑤業務条件確定のための関係機関協議は実施済みか、もしくは実施済み内容が明示されているか

(2) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの

「設計図書の照査」の範囲を超えるものとしては、以下のもの等が想定され、このような場合は、発注者がその費用を負担します。

なお、なお、受注者は照査の範囲を超える事象と判断した場合、その対応について発注者と協議する必要があります。

- ①応力計算を伴う既存成果の照査
- ②関係機関協議結果と既存成果の照査
- ③設計計算と図面（配筋詳細など）の照査

(3) 既存設計等の誤りに関する取扱い

設計図書の点検において、既存業務の成果品に誤り等があることが発見された場合、受注者は速やかにその事実を発注者に報告しなければなりません。

上記報告を受けた場合に発注者は、既存業務の受注者に対して成果品の欠陥及びその原因について調査を指示し、事実関係の確認を行います。

その結果、誤りが先発受注者の責めにある場合は、契約図書に基づく契約内容の不適合に対する請求を行い、速やかに修正させ、修正後の成果品を後発受注者へ提示します。

なお、誤りの原因が発注者の責めによる場合は、その費用は発注者が負担します。また、その場合の修正を、先発・後発どちらの受注者に行わせるかは、修正

の内容及び効率的な業務の推進等を考慮のうえ、適切に判断するものとし、責任の所在を明確にしないまま、費用負担も行わずに、安易に後発業務の受注者に修正を行わせることは、厳に慎まなければなりません。

(4) 指定・任意の正しい運用

指定・任意については、設計業務等委託契約書第1条第4項に定められているとおり、適切に扱う必要があります。

「指定」は、設計図書のとおり作業を行うものです。

「任意」は、業務を完了するために必要な一切の手段を受注者の責任で行い、その履行方法に変更があっても原則として設計変更の対象としません。ただし、設計図書に示された条件が変更となった場合は設計変更を行います。

【指定・任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書 (履行方法等の条件)	履行方法等について具体的に指定する。	履行方法等について具体的には指定しない。
履行方法の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（業務計画書の提出、修正等は必要）
履行方法の変更がある場合の設計変更	指示により対象とする。	対象としない。
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	指示により対象とする。	指示により対象とする。

◆留意事項

発注者は任意の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要。

※任意における下記のような対応は不適切。

- ①調査業務等において、条件明示に具体的な手法を指定していないのに、〇〇で積算しているので、「〇〇以外での調査は不可」との対応。（現地作業に係るもの）
- ②新たな手法（解析・分析方法や構造計算プログラム）等の活用について受注者から提案があった場合に、「積算上の手法で実施」するよう対応。（机上作業に係るもの）

6. 参考資料

(1) 設計業務等委託契約書抜粋

第1条（総則）

- 1 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書（以下「契約書等」という。）を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 4 受注者は、契約書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議を行った場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

第2条（指示等及び協議の書面主義）

- 1 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

第9条（監督員）

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
 - (2) 契約書等に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

第17条（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要に応じ、履行期間又は業務委託料を変更するとともに、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第18条（条件変更等）

- 1 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。)
 - (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事

実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、発注者は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条（設計図書等の変更）

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間又は業務委託料を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条（業務の中止）

- 1 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰することができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間又は業務委託料を変更し、及び受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第21条（業務に係る受注者の提案）

- 1 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

第23条（受注者の請求による履行期間の延長）

- 1 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

ない。

第24条（発注者の請求による履行期間の短縮等）

- 1 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第25条（履行期間の変更方法）

- 1 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第26条（業務委託料の変更方法等）

- 1 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第27条（臨機の措置）

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（2）宮城県共通仕様書（設計業務）抜粋

第1編共通編

第1章総則

第1105条 設計図書の支給及び点検

※測量業務 第107条、地質・土質調査業務 第106条

1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面または詳細図面等を追加支

給するものとする。

第 1 1 2 1 条 条件変更等

※測量業務 第 1 2 2 条、地質・土質調査業務 第 1 2 2 条

1. 契約書第 1 8 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 2 9 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 調査職員が、受注者に対して契約書第 1 8 条、第 1 9 条及び第 2 1 条の規定に基づく設計図書の変更または訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第 1 1 2 2 条 契約変更

※測量業務 第 1 2 3 条、地質・土質調査業務 第 1 2 3 条

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第 3 0 条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第 1 1 2 1 条（測量業務 第 1 2 2 号、地質・土質調査 第 1 2 2 条）の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者または調査職員と受注者との協議で決定された事項

第 1 1 2 3 条 履行期間の変更

※測量業務 第 1 2 4 条、地質・土質調査業務 第 1 2 4 条

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第 2 2 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第 2 3 条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 1 1 2 4 条 一時中止

※測量業務 第 1 2 5 条、地質・土質調査業務 第 1 2 5 条

1. 契約書第 2 0 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部または一部を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第 1 1 3 3 条（測量業務第 1 3 4 条、地質・土質調査第 1 3 4 条）臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当または不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合

- (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
- (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、または調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部または一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

第1133条 臨機の措置

※測量業務 第134条、地質・土質調査 第134条

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなければならない。
2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

(3) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等に係る疑義については、下記により入札前の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながるようになります。

白石市入札参加心得第4（入札）

- 1 入札参加者は、この心得及び現場説明の際に配布された仕様書・図面等又は閲覧した仕様書・図面等を熟覧の上入札しなければならない。また、現場説明等において、仕様書・図面等について疑義があるときは、別に備えつける用紙に記載し、指定する日時までにその説明を求めることができる。